



中国における知的財産権の最新情報について (2017年2月)

PART I : 中国知財保護の最新事例	2
1. EFTEC、「依多科」商標無効事件の行政訴訟に勝利(HFG 代理事件)	2
2. 「九陽」、商標権侵害事件で勝訴＝一審で百萬元の賠償金に.....	3
3. IPドラマはテレビドラマ業界でブーム、パクリ疑惑続出	4
4. 順豊、商標権紛争はA株上場の支障になるのか	5
5. VWとホンダ、自動車冷却用ポンプ模造品の取り締まり＝150万元以上相当.....	7
PART II : 中国知財制度の最新動向	8
6. 「反不正競争法」、24年ぶりに改正案を審議に.....	8

PART I : 中国知財保護の最新事例

1. EFTEC、「依多科」商標無効事件の行政訴訟に勝利（HFG 代理事件）

係争商標

引証商標

依多科

V.S.

依多科

広東時利和汽車実業集团有限公司

上海依多科化工有限公司

2016年、北京知財裁判所は、広東時利和汽車実業集团有限公司による「依多科」商標の商標権侵害事件に対し、一審で商業評審委員会の区分9商品での無効宣告裁定を取消し、商標評審委員会の区分7及び区分12での裁定を維持する判決を下した。結果、広東時利和汽車実業集团有限公司（以下は「被告」という。）は、区分7（機器・モータ類製品）、区分9計量用・測定用機器）、区分12（輸送用具）の自動車業界関連製品の「依多科」系列商標が上海依多科化工有限公司（以下は「原告」という。）の商標権に侵害したものであるとして、全部無効にする判決になった。

被告は①係争商標を登録することにより原告の先行商標権に侵害し、②原告が先に使用し、かつ一定の影響を持つ商標を先駆け登録した。原告はそれに対し、被告の区分7、区分9、区分12で登録

した「依多科」系列商標の無効宣告を主張した。

2016年に商標評審委員会は原告の請求に対し、区分9（計量用・測定用機器）の商品項目での登録を維持するとともに、原告の請求を支持し、区分7（機器・モータ類製品）と区分12（輸送用具）の商標に無効を宣告した。商標評審委員は区分9の商標を維持する理由として、係争商標の指定商品は計器盤及び測定機器であり、原告の有名な引証商標の主要製品とは大きな違いがあり、当該商標の登録及び使用は関連大衆による混同を招く恐れがないため、係争商標を維持する裁定を下した。

原告と被告は商標評審委員会の裁定に不服し、北京知財裁判所に控訴した。結果、北京知財裁判所は、一審で商業評審委員会の区分9商品での無効宣告裁定を取消し、商標評審委員会の区分7及び区分12での裁定を維持する判決を下した。

【HFG's Comments】

商標無効事件のポイントといえば、無効にされた商標の区別によって、それぞれの無効理由を提出す

ることです。特に訴訟段階では、訴訟理由や訴訟要件によって、裁判所の証拠材料に対する要求事項も異なります。当然なことですが、「依多科」系列商標が先駆け登録され、それに登録された商標はいずれも具体的な指定商品項目で違いがあり、大きな違いのある商品項目も存在するため、商標無効事件に大きな支障をきたしました。そのため、事件の実情に応じて積極的に訴訟戦略を調整し、係争商標登録の原告の先行商標権への侵害を引き続き強調すると同時に、係争商標の指定商品と依多科社の引証商標の有名製品との区別を薄め、また相手の法定代表者と依多科の関連会社との10年にも及ぶパートナーシップをことさら強調することで、被告の悪意による先駆け登録を主張しました。また、「団体作戦」の方式を講じて関係商標無効事件の間の関連性を強化することで、北京知財裁判所に認められる可能性を大幅に高めました。商標権者にとって、このような事件で勝訴するのは容易なことではなく、先駆け登録が発生してから商標事件の無効宣告をするより、前もって商標の登録保護を積極的に行ったほうが得策です。国際ブランドであるために中国語商標の登録や保護をおろそかにしてはなりません。

2. 「九陽」、商標権侵害事件で勝訴 = 一審で百萬元の賠償金に

先日、北京市朝陽区人民法院は中山市九陽小家電有限公司による「九陽」商標権侵害事件に対し、一審で九陽股份有限公司の賠償請求を全額支持する判決を下した。結果、中山市九陽小家電有限公司(以下は「被告」という。)は①直ちに九陽股份有限公司(以下は「原告」という。)への商標権侵害を停止し、②原告に対して100萬元の損害賠償を行う判決になった。被告は既に人民法院へ控訴した。

原告の「九陽」商標は被告会社の設立前の2004年に登録された。被告は①「jiliyong」商標を使用する際にアルファベット、呼び方で原告のJOYOUNG商標と類似し、原告商標見本と同様な盾形パターンを付加し、色彩もほぼ同じであるため、

「joyoung」との類似度が極めて高く、②「九陽」の二文字について如何なる合法的権益を有しないにもかかわらず、ブランド名としてそれを登録し、会社のオフィシャルサイト、社員名刺、豆乳メーカー外装で使用し、故意的に原告の商標を真似ており、明らかに悪意のある不正競争に該当している。原告の商標及び商品の知名度が高い状況において、関連大衆による混同を招きやすい。原告はそれに対し、①被告が「joyoung 九陽」、「joyoung」の登録商標権に侵害し、被告による行為が不正競争である、②直ちに侵害を停止すること、③100萬元の損害賠償を行うことを主張した。

裁判では、原告は商標の知名度、宣伝・拡販状況、企業収入、納税などなるべく証拠を提供し

たが、被告は関連財務諸表の提出を拒否したため、原告の実際の損害額及び商標権侵害による利益は確定できなかった。人民法院は、原告の商標は高い知名度や幅広い市場影響力があり、本事件の侵害にかかわる豆乳メーカーの販売範囲も広く、被告の行為が不正競争に該当するとし、①商標権侵害行為を停止し、②原告が主張する 100 万元の損害賠償を全額支持する判決を下した。

【HFG's Comments】

「傍名牌」行為は、新現象ではなく、「商標法」「反不正競争法」が制定されて以来絶えていません。その原因を追究すると、あまりにも低い違法コストは一つの要因です。裁判に負けても損はほぼしないという認識が蔓延する背景、商標権侵害者への制裁罰を強化し、賠償額を上げる必要があります。司法実践では、裁判所が原告の賠償請求を全額支持するケースはめずらしいが、侵害行為を防ぐ効果は明らかです。知的所有権の分野において、賠償額を上げることは関係者全員の共通の認識になっており、今後の司法裁判活動のトレンドでもあります。このトレンドは 2017 年 1 月のいくつかの判例からもうかがえます。(詳しくは HFG 2017 年 1 月の Newsletter 及びそのコメントを参照) 本事件は孤立した事件ではなく、これから高額賠償金の判決が増えるにつれて、中国の司法裁判水準も高くなるでしょう。

3. IP ドرامマはテレビドラマ業界でブーム、パクリ疑惑続出

中国では、「IP ドラマ」の IP は英語「Intellectual Property」の略称で、「知的財産権」を意味する。ト放送中の「三生三世」。IP ドラマは紛れもなく近年のテレビドラマの中でブームになっている



「IP ドラマ」とはほかの作品の著作権を購入してそれをドラマ化又は映画化したものである。

「花千骨」から「錦繡未央」、そして近頃大ヒッ

が、IP ドラマのパクリうわさはめずらしくない。先日ヒットになった「錦繡未央」の原作は 200 作以上の小説を盗作し、「花千骨」の原作は 4 作のネット小説を盗作したことが指摘された。また、近頃のヒットドラマ「三生三世」の原作は「桃花債」を盗作したと指摘された。パクリ問題について、多くのネット小説の原作者は、自分がほかの作品のアイデアを「借りた」又は参照しただけだと言い張り、真正面からパクリ問題を認めなかった。

原作	盗作の疑い
「錦繡未央」	200 作以上の小説を盗作
「花千骨」	4 作のネット小説を盗作
「三生三世」	「桃花債」を盗作

関係者によると、多くのネット作家は小説の更新量及びアクティブ度を追求するために、小説を書く

ためのある「神技ツール」を使っている。この「神技ツール」は一種の入力ソフトであり、キャンパス生活など書きたい内容を入力すれば、データベースから関連内容を含む多くの文章が表示されるという。しかし、パクリ疑惑が続出しているが、パクリの事実認定を行うことは難しい。

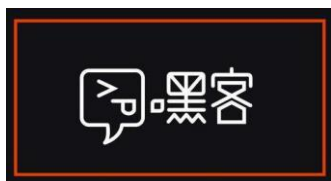
【HFG's Comments】

IP ドラマのヒット現象は文学領域でのイノベーション低下の問題を反映していますが、「パクリ」と「参照」の境界線はもともと著作権分野で長い間に論争されている難題です。しかし、なぜ「パクリ」と指摘された IP ドラマの視聴率が高く、多大な利益をもたらしたのに対して、いわゆる「原作」は誰も手をつけようとしないのでしょ。反省すべきなのはパクリの問題だけでなく、それより大切なのはどのように良い知的成果物（文学作品）を社会の進歩を推進できる商品に転じるか（商業化）を考えることです。良い作品は商業化できなければ世間に知られず、作品の啓発・審美・娯楽の効果を発揮できません。よって、イノベーション（適切な参照）と商業化は一つの問題の両面であり、両方ともおろそかにしてはなりません。文化の繁栄を推進するためには、イノベーションと商業化の「度合い」を適切に把握する必要があります。

4. 順豊、商標権紛争は A 株上場の支障になるのか



順豊所有商標



個人所有商標

黑客

V.S.

近来、鼎泰新材との合併により、順豊控股（中国宅配便大手）の裏口上場は承認された。これにより順豊控股がまもなく A 株へ上場することになる。

しかし、上場を間近に控えているのに、「尹先慶」という人は、順豊傘下の「嘿客」商標が自分の「黑客」商標の商標権に侵害したと主張し、順豊の「嘿客」商標の無効宣告を請求した。

2014 年、順豊嘿客の店舗が開業する前に、順豊はすでに「嘿客」及び笑顔パターン付きの「嘿客」商標を出願した。しかし、尹先慶は、順豊が「順豊」商標を出願した後に「黑客」及び「嘿客」商標を出願したが、順豊より早く商標登録証を取得したため、順豊が「嘿客」及び「黑客」の商標権に侵害したと主張している。現在、尹氏は商標権を保護しよう弁護士に委託すると同時に、上海証券取引所に

「順豊控股（集団）有限公司による尹先慶の登録商標『嘿客』侵害に関する事情説明」を提供し、関連部門に事情を説明した。

本事件について、順豊の代理弁護士は、「嘿客」の先行出願者が順豊であり、商標登録の原則に基づき商標登録出願に対して審査公告を行う際に、「先出願を優先し、先使用を補助的なものとする」原則を堅持すると主張している。現在、順豊の代理弁護士は問題解決のために積極的に商標局とコミュニケーションをとっている。

関係者によると、知的所有権は上場会社の登録資本金の中で大きな構成要素であり、今回の商標権侵害事件は順豊控股の上場に大きな支障をきたす恐れがある。

【HFG's Comments】

「嘿客」商標の係争は再び商標審査体制の問題点を暴露しています。順豊が嘿客店舗の開業前にすでに「嘿客」商標を出願し、知的所有権を重視しないとは言えません。尹先慶がその後に出願した商標は順豊よりも先に商標権を取得したのは、商標局の業務ミスによる偶発的な現象であるかもしれません。商標登録制度のもとで、法により承認された商標は独占使用権を有しますが、それを根拠に順豊が「嘿客」商標を使用してはいけないと考えるのは明らかに公平・公正に反しています。本事件は順豊上場会社の地位により注目を集めています。事件の処置につき、商標局、証券監督管理委員会及び司法部門の

知恵が試されます。商標登録制度に対して適切な改革を行わなければ、今後同じような事件が必ず現れると予想できます。

5. VW とホンダ、自動車冷却用ポンプ模造品の取り締まり = 150 万元以上相当

先日、温州市瓯海区の市場監督管理局検査隊は 150 万元以上にも相当するという。フォルクスワーゲン、アウディ、ホンダなどの自動車ブランドの冷却用ポンプ模造品に関する事件に対し行動した。事前の追跡調査により、模造品の製造拠点が温州市瓯海区麗岱街道上坦村城門路の普通住宅内に位置することが判明した。突撃行動において、当該住宅の部屋にフォルクスワーゲン、アウディ、ホンダ、トヨタなど有名自動車ブランドの冷却用ポンプ及びそれに関する半加工品の部品が大量に見つかった。物品を調べると、現場では合計 6,000 件の模造品があり、その金額は 150 万元以上にも相当するという。大衆汽車(中国投資有限公司)、本田技研工業(中国)投資有限公司など事件に係る商標の所有者の鑑定により、現場で見つかった模造品は純正品と比べて、外装パターン、製造期日情報、製品の生産工程などで明らかに異なるため、現場で見つかった製品はすべて模造品であることが確認された。警察の話によると、偽の冷却用ポンプ製品を自動車に装着した場合、自動車の冷却システムが冷却できず、エンジンの性能に大きく損なう恐れがあるだけでなく、安全リスクも高い。

【HFG's Comments】

温州は中国の自動車部品の生産、製造及び輸出の主要都市です。そのため、工商、品質監督及び公安部門は毎年その所管エリア内の生産、販売行為に対して取締り活動を行います。中国の経済改革の更なる深化に伴い、中国の生産工場は従来の簡単な加工製造から「中国創造」へレベルアップし、工商や品質監督部門も所管エリア内の「知的所有権保護」をますます重要視する一方、従来の地方保護主義が徐々に消えていくため、当該地域内で積極的な取締り事件が増えていき、市場全体は浄化されます。

PART II : 中国知財制度の最新動向

6. 「反不正競争法」、24年ぶりに改正案を審議に



2017年2月22日、「反不正競争法改正草案」(以下、「改正草案」という)は初めて審議のために全国人民代表大会常務委員会に提出された。これは、「反不正競争法」が1993年に施行されて以来はじめての改正である。

1993年に施行された現行法と比べて、改正草案は不正競争行為をさらに定義づけ、インターネット上の不正競争行為に関する条項を追加すると同時に、商業賄賂の規制や商業機密の保護などについても補足、整備を行った。今回の改正は主に4つのポイントがある。

1. 同意を得ずにほかの経営者が合法的に提供するネットワーク製品又はサービスにURLを挿入し、リンク先へ強制的にジャンプする。

2. 他人が合法的に提供するネットワーク製品又はサービスを修正、クローズ、アンインストールする

るようユーザーをミスリード、欺瞞し、又は強制する。

3. 他人が合法的に提供するネットワーク製品又はサービスの正常な動作を妨害し、もしくは破壊する。

4. ほかの経営者が合法的に提供するネットワーク製品又はサービスに対して非互換性を悪意的に設定する。

本政策の実施背景の解明：

現行法ではインターネット競争に関する規定がないため、一部のインターネット会社は反不正競争法のインターネット分野での適用性に対して疑問を持っている。インターネット分野での不正競争行為は、インターネット企業に影響するだけでなく、多くの消費者の選択にも支障をきたしている。インターネット分野の不正競争は、広がりが早く、大きな影響があり、コピーしやすい。各級の工商機関はインターネット技術による不正競争のクレームに対して、現行法では明確な規定がないため、行政法執行部門の役割を有効に発揮できない。

ポイント2：商業賄賂範囲の適切な拡大

商業賄賂規制の必要性により、改正草案は、経営者が取引に影響する可能性のある第三者に賄賂を供与することや、取引に影響する可能性のある第三者が賄賂を受け取することを禁止する規定を追加した。また、取引に影響する可能性のある第三者の範囲として、「職権を用いて取引に影響を及ぼす機関及び個人」と明確化した。改正草案は「従業員による商業賄賂行為」の認定について特別に定めた。経営者の従業員は賄賂を利用して経営者に取引の機会又は競争優位性をもたらした場合、経営者の行為と見なすべきである。ただし、経営者が従業員個人の行為である証拠を有する場合を除く。

法的責任において、経営者が関連規定に違反して他人に賄賂を供与し、又は賄賂を受け取った場合、監督検査部門がその違法行為を差し止め、10 万元以上 300 万元以下の罰金を科し、嚴重な違法行為である場合、営業許可証を取り消すと定められている。

ポイント3：各種の悪意模造行為の細分化

現行の反不正競争法の規定によると、経営者は、「他人の企業名称又は氏名を無断で使用するこ

で、他人の商品であると誤解させる」ことを含め、次のような不正手段を用いて市場取引を行ってはいかない。

今回の改正草案は以上の条項に対して修正を行い、経営者が「他人の企業名称及び略称、商号を無断で使用すること、他人の氏名、ペンネーム、芸名を無断で使用すること、又は社会組織の名称及び略称を無断で使用することで、他人の商品であると誤解させる」ことをしてはならないと定めた。また、「他人のドメイン名の主体部分、ウェブサイト名称、ウェブページ及びチャンネル、番組、コラムの名称及び表示などを無断で使用することで、他人の商品であると誤解させる」ことや、「他人の登録商標、未登録の知名商標を企業ブランドとして使用することで、大衆に誤解させる」ことも不正競争であることを明確化した。

本政策の実施背景の解明：

従来、関連法律規定がない場合、他人の登録商標や未登録の知名商標を企業ブランドとして使用し、ペンネーム、芸名、社会組織の名称及び略称、ドメイン名の主体部分、ウェブサイト名称、ウェブペー

ジ及びチャンネル、番組、コラムの名称及び表示にかかると、法執行部門による法執行が難しいことがある。今回の反不正競争法改正草案に基づき、今後同じような公衆をごまかす行為に対して、いくらかを変えても不正競争と認定されることが期待できる。

ポイント4：不正競争者は信用懲戒の対象になる
市場競争における信用の特殊で重要な役割を考慮して、改正草案では違法行為者への信用懲戒を追加し、経営者が不正競争で行政処罰を受けた場合、監督検査部門がそれを信用記録に記入し、関連法律、行政法規の規定に則って公示すると定めた。なお、改正草案は行政強制措置を追加規定することで、社会告発体制を構築し、行政処罰を強化した。

不正競争違法行為はまずほかの経営者の合法的権益を損なうため、民事賠償を行う必要がある。また、不正競争行為は競争の秩序も損なうため、行政処罰を科す必要がある。

改正草案の規定によると、経営者は民事賠償責任を持つと同時に、罰金を支払う必要がある。その財産が両方の支払いに対応できない場合、民事賠償責

任を優先するものとする。

【HFG's Comments】

現行の「反不正競争法」は 1993 年に制定され、24 年間に一度も改正されなかったことは、知的所有権分野でめずらしいケースです。その原因は何かというと、一つは「反不正競争法」への重視が足りないことです。多くの人の考えでは、「反不正競争法」は商標、特許、著作権などの知的所有権法を補足するものであり、二次的な地位にあります。もう一つは、「反不正競争法」は明記された 11 種の不正競争行為以外に、第 2 条の原則的な条項もあり、たとえ法律で明記された 11 種の行為以外の不正競争行為が現れたとしても、裁判所も第 2 条の原則的条項により認定することができる、ということです。しかし、現実とは違います。成文法の局限性により、いつも実際の生活より遅れてしまいます。競争法は補足・二次的な地位にあるだけでなく、市場競争を調整するための綱領的な法律でもあります。それに、中国は判例法国家ではなく、明確な条項の指導がなければ、原則的条項の使用で間違いが出るのは免れません。さらに同じ法律問題に対して違う判決を下すという自己矛盾の状況もありえます。これは、明らかに法律の安定性に不利です。

そのため、今回の「反不正競争法」の改正は、長い年月を経ての結果ですが、良いタイミングで現れたとも言えます。全体的に言えば、今回の法律改正は、過去の 24 年間の司法実践をまとめた上で、普遍性のあるインターネット技術による不正行為、知名ブランド製品の模造及び商業賄賂などの不正行為を明確に不正競争行為と規定することにより、司法裁判及び行政法執行活動を規制するものです。法律の生命は実践にあり、時代とともに実践に対応できる法律こそ規制の役割を發揮できます。

HFG 法律事務所

2017 年 2 月 28 日

弊所概況

HFG は 2003 年以來、高度一体化された中国・外国籍専門家チームの共同経営する法律事務所として、世界各産業のクライアントに高基準、高品質のサービス提供しております。HFG はクライアントのニーズを十分理解したうえ、クライアントの最大商業利益を追求しています。現在、HFG は三つの組織で構成されており、それぞれ恒峰法律事務所、恒方知識産権咨询有限公司、及び上海衡方知識産権代理有限公司になります。HFG は北京、上海の 2 本部体制でサービスを提供しております。

HFG は長年で実務経験を積上げており、深く多様な知識に多言語で対応していることを目指しています。中国の各省、直轄市、自治区等の司法、行政機関と効率のあるコミュニケーションを取っており、クライアントのために多方面、多角度から知的財産権業務を進んでおります。HFG は知的財産権に関する訴訟・非訴訟案件、ビジネス及びコーポレートのリーガルサービス、ライセンス取得、特許技術の収益化など専門分野を集約して、無形資産を重視するクライアントのためにワンストップソリューションを提供できます。HFG は IT・通信、機械・設備、石油化学、ワイン・雑酒、ファッション、化粧品、小売・電子商取引、食品・医薬品など様々な産業のクライアントにサービスを提供しております。

HFG が代理した案件は、数年連続で中国公安部の「十大典型的案例」及び「五大經典的案例」、中国外商投資企業協会優質ブランド保護委員会の「中国知的財産権案件ベスト 10」、複数の省の中級、高級人民法院の「年度典型訴訟案件」に入選されました。HFG は長年の努力により数年連続で数多くのグローバルクライアントより当年度の「最優秀知的財産権サービス提供者」を受賞しました。2010 年以來、HFG は「Legal 500」より数年連続上海地区で知的財産権業務「第一位」に入選しました。「知的財産権管理」からの推薦を得ました。チェンバース法律評価機構及び「世界商標評論 1000 強」からの評価を得ています。



本号について、ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく以下にてお問い合わせください。

Tel : +86 21 5213 5500

Fax : *86 21 5213 0895

Mail : hding@hfgip.com、lli@hfgip.com、Hfg_china@hfgip.com

- ◆ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。
- ◆ ご利用に関して全て御自身でご判断くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。
- ◆ 当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当所はその正確性を保証するものではありません。
- ◆ 当資料の内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承ください。
- ◆ 当資料は著作物であり、著作権により保護されております。全文又は一部を転載する場合は出所を明記してください。